

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
2012年度ACT住まい・居場所づくり助成金

募集要項

助成金の経緯

1999年アビリティクラブたすけあい(ACT)がNPO法人格を取得するにあたって、出資金から年会費へ制度の変更を行いました。それまでお預かりしていた出資金の返還を行うにあたって、ACTの呼びかけにご協力いただいた会員からの出資金の一部を「特定目的寄付」として寄付していただきました。

2003年度には「ACT住まい方マスタープランプロジェクト」で「特定目的寄付」の用途も含め検討を行いました。プロジェクトの答申を受けて、2004年総会ではこの寄付を新たな住まい方に関する事業に使うこと、2006年総会で「ACT 住まい・居場所づくり基金」とすることを決定しました。

この決定を受けて、「ACT 住まい・居場所づくり基金」の具体的な運用として、2006年度より新たに助成金制度を創設し、5回の助成を行い会員の活動の広がりがみえてきました。同時に、今後も助成を継続するため、会員の理解を深め「ACT 住まい・居場所づくり基金」への寄付の呼びかけを行っています。

ACT 住まい・居場所づくり基金では、東京コミュニティ・パワーバンク(C・P・B)に出資し「ともだち融資団」枠での融資を受けるときにその出資金を利用することができます。また応募相談では、生活クラブ生協(東京)の費用助成や「草の根市民基金・ぐらん」の助成制度などの情報提供も必要に応じて行います。

※ ACT 住まい方マスタープランプロジェクト提案要旨

「在宅を支える展開」

ACTはあくまでも在宅で暮らし続けることの可能性をぎりぎりまで追求するサポートを行うことを前提とします。

その際その方向性を決めるのは利用者及び地域の会員(市民)の生活ニーズです。利用者ニーズに的確に対応するならばデイサービスでも配食でも、送迎でもよいと考えます。

ぎりぎりまで在宅で暮らし続けることを可能にするしくみづくりを丁寧に積み上げていき、その活動の延長線上に地域に密着した、小規模・多機能な「住まうところ」ができるのが理想と考えます。

具体的には在宅でのサービスをベースにして、ミニデイ、デイサービス、ナイトケア、お泊り、ショート・ミドル・ロングステイ、生活支援ハウス、グループリビング・グループホームへつながります。また、配食や送迎サービスなども構想に入ってきます。さらに、保育所、学童が終わってからの行き場所、引きこもりの人の溜まり場づくりも視野に入れることが必要と考えます。

(1) 助成内容

1. 助成金の目的

ACT会員及びたすけあいワーカーズが、赤ちゃんからお年寄りまで誰でも住みなれた地域で安心して暮らし続けるためのしくみづくり、地域での住まい・居場所づくりに関する活動への支援とします。

2. 助成対象活動・事業

住まい・居場所づくりに関する活動及び事業であり、新しく立ち上げるものを対象とします。

- ・ケアをする人、支える人（ご家族、ケア者）、地域のコミュニティの場づくりに関する活動及び事業
- ・お年寄り、子どもたち、障がいをもつ方のための地域の居場所と、たまり場づくりに関する活動及び事業
- ・在宅で暮らすことを支えるための配食サービス、送迎サービスなどの事業
- ・その他、地域で在宅で暮らすことを支える活動・事業 など

3. 応募対象

- ① ACT会員（ACT会員がこの活動をするために作ったグループは可）

助成団体は、ACT会員を増やすこと（最低3人以上が望ましい）

- ② ACTと連携しているたすけあいワーカーズ

- ③ ACTが承認したいいききサークル

※但し公的制度による事業は対象外。

会員が仲間を作り、団体を立ち上げるための足掛り助成です。

4. 助成実施期間

2012年4月～2013年3月末までに実施する活動・事業を対象とします。

5. 助成金額

助成金の総額は年間で300万円です。

申請の助成の上限は100万円とします。

1団体もしくは1個人に対して助成は原則1回限りとします。

事業内容により最高3年間まで継続助成を行います。

継続助成の場合も3年間で総額100万円までとし、これを1回の助成とみなします。

年度ごとに継続助成の手続きを行います。

6. 助成対象

事業に直接関わる人件費・家賃・改装費用・広報費・器具備品購入費等の一部を助成します。恒常的な団体の活動運営経費・単発的なイベントに関する講師謝礼は対象になりません。

家賃：事務所の一部を使用する場合は、面積割合で算出

人件費、家賃：原則として1年目総額の2/3、2年目総額の1/2、

3年目総額の1/3を上限とし、自宅の家賃は除く、助成期間以外の経費は対象外

助成対象の要件

応募は1団体（会員）1件に限る。

活動・事業対象地域が東京都内であること。

活動・事業が宗教、政治活動など、営利目的ではないこと。

活動・事業の主たる部分を実質的に行わず、外部委託するものではないこと。

7. 助成決定までのスケジュール

応募相談希望受付	2011年9月1日（木）～
応募受付（相談期間）	2011年10月1日（土）～12月15日（木）必着
選考のための公開ヒアリング	2012年2月18日（土） 会場：アビリティクラブたすけあい会議室（東新宿）
助成先決定	2012年2月29日（水）ACT理事会
助成金振込み	2012年4月予定

（2）助成金応募の相談および応募方法

1. 応募のための相談

応募希望の会員および団体は、電話またはメールでACT事務局に申し込みをしてください。

後日日程をお知らせいたします。

継続助成の方は、訪問を相談に代えさせていただきます。

2. 応募期間

2011年10月1日（土）～12月15日（木）必着

3. 応募方法

応募用紙はACT事務局に申請をしてください（9月1日から電話・FAX・メールで受付）。

応募用紙を郵送、メールいたします。

応募書類は2011年10月1日（土）～12月15日（木）必着で、ACT事務局宛に郵便でお送りください。メール、FAXでの応募は受付いたしません。

（3）応募書類

- ・ 応募用紙
- ・ 添付書類

<たすけあいワーカーズ・いきいきサークル>

規約や目的を確認できるもの（定款・趣旨書等）

記載内容を証明するもの（2010年度決算書、2012年度予算書）

（4）選考

1. 選考方法

2012年2月18日(土)に公開ヒアリングを行い、各団体・個人の活動・事業計画について発表していただきます。この公開ヒアリングには必ず参加していただきます
ヒアリング終了後、選考委員会を開催し応募書類及びヒアリングの内容を基に助成先・助成金額を協議し2012年2月29日(水)のACT理事会に報告、理事会で最終決定します。

2. 選考基準

活動の目的：助成金の目的にある、地域で暮らし続けるためのしくみづくり、居場所作りになる活動・事業であること。

必要性：利用者及び地域の会員(市民)の生活ニーズを汲み取っていること。

継続性：地域での仲間(理解者)づくりを通して事業の継続ができること。

ネットワーク：地域でACT会員、たすけあいワーカーズ、ACT安心ネットワーク、いきいきサークルと連携、ネットワークづくりをしていけること。

先駆性：活動・事業が先駆性を持っていること。

上記選考基準を考慮し選考委員会で審査します。

継続助成の場合は、訪問の報告書が参考となります。

3. 選考結果

2012年3月中旬までに各応募者・団体へ文書にて通知します。

電話によるお問い合わせはご遠慮ください。

助成が決定した応募者・団体の、氏名・団体名、代表者氏名、応募事業・活動名、事業・活動概要、助成金額は公表し、各応募者毎に覚書を取り交わします。

(5) 訪問

助成後は、訪問をして活動の様子を見せていただきます。

(6) 報告

事業期間終了後1ヶ月以内に、事業報告書、収支報告書、領収書類を提出していただきます。団体は議案書を提出していただきます。また、ACT総会で活動の報告を行っていただきます。

今後、「ACT住まい・居場所づくり基金」の助成団体相互の交流会や、会員に対する活動紹介など、社会的なアピールの機会を検討していきます。

お問合せ

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい事務局

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル7F

TEL 03-5155-0835 FAX 03-5155-0836

E-mail tokyoact@maple.ocn.ne.jp